

# 電子公文書の作成・保存・利用（概要）

## 理解度テスト



独立行政法人 国立公文書館

次の内容が正しいければ○を、誤っていれば×を答えてください。

## ● Q1

電子公文書を管理する目的は、「文書管理業務の効率性や正確性の向上」「文書の利用者の、検索や閲覧の利便性の改善」などが挙げられる。

## ● Q2

公文書を作成する各機関や組織の職員は、公文書のライフサイクルにおける、作成時にのみ注意を払えば十分である。

次の内容が正しいければ○を、誤っていれば×を教えてください。

### ● Q3

電子公文書の作成にあたっては、標準的なフォーマットで作成することが大切である。

### ● Q4

電子公文書を移管する際には、パスワードはかけたままにしておく。

次の内容が正しいければ○を、誤っていれば×を教えてください。

## ● Q5

公文書館で電子公文書を長期保存する際には、保存媒体やファイルのフォーマットを変換してはならない。

## ● A1

次の内容が正しいければ○を、誤っていれば×を答えてください。

電子公文書を管理する目的は、「文書管理業務の効率性や正確性の向上」「文書の利用者の、検索や閲覧の利便性の改善」などが挙げられる。

答えは ○ です。

紙媒体が主流であった時代からデジタルを基本とする時代に移行することで、文書管理業務の効率や正確性が向上するだけでなく、文書の利用者の検索や閲覧の利便性も改善されることが期待されます。

一方で、電子公文書には、紙媒体の時には生じえなかった問題や課題も存在し、適切な作成・保存・利用の方法をとることが大切です。

## ● A2

次の内容が正しいければ○を、誤っていれば×を教えてください。  
公文書を作成する各機関や組織の職員は、公文書のライフサイクルにおける、  
作成時にのみ注意を払えば十分である。

答えは × です。

将来にわたって長期的に電子公文書を利用可能とするために、公文書を作成する各機関や組織などにおいては作成だけでなく、整理(必要な情報を付与するなど)・保存(保存期間満了まで見読性を維持したまま保存するなど)・移管(公文書館が受入れたときにも見読性が維持されているなど)にわたって注意を払う必要があります。

## ● A3

次の内容が正しいければ○を、誤っていれば×を教えてください。  
電子公文書の作成にあたっては、標準的なフォーマットで作成することが大切である。

答えは ○ です。

問題文のとおりです。国が示す「標準的フォーマット」も確認しておきましょう。



フォーマット	「標準的フォーマット」	拡張子の例
<ul style="list-style-type: none"><li>文書作成</li><li>表計算</li><li>プレゼンテーション</li></ul>	PDF/A-1・PDF/A-2・PDF1.7 Word2007以降 (OOXML) Excel2007以降 (OOXML) PowerPoint2007以降 (OOXML)	pdf docx xlsx pptx
<ul style="list-style-type: none"><li>画像</li></ul>	JPEG 2000 PNG JPEG	jp2 png jpg
<ul style="list-style-type: none"><li>音声</li><li>動画</li></ul>	MP3 MPEG2 MPEG4	mp3 mpg mp4

※上記の表は、参考として「行政文書の管理に関するガイドラインの細目等を定める公文書管理課長通知」の「標準的フォーマット」を列挙

## ● A4

次の内容が正しいければ○を、誤っていれば×を答えてください。  
電子公文書に移管するには、パスワードはかけたままにしておく。

答えは × です。

電子公文書ファイルが破損している場合や、「パスワードがかかっている」など電子公文書が特定の人しか開けない場合、広く現在や将来の人びとが電子公文書を利用することができません。そのため、移管の前にはパスワードを解除するなど、見読性(電子機器・ソフトウェア等を用いて、人が記録を認識できる状態にあること)の点検が必要です。

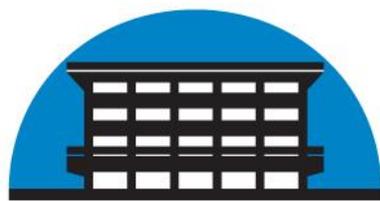
## ● A5

次の内容が正しいければ○を、誤っていれば×を教えてください。  
公文書館で電子公文書を長期保存する際には、保存媒体やファイルのフォーマットを  
変換してはならない。

答えは **×** です。

電子公文書を長期に保存していく期間は、保存する媒体  
や再生するソフトウェアの想定寿命を超えています。  
そのため、保存期間の間で、保存媒体やフォーマットは  
長期保存に適したものに適宜変換することが大切です。





国立公文書館